



# 令和5年度 市・府民税の改正

問合せ先 課税課 ☎072-433-7250

## ●住宅ローン控除の適用期限の延長など

適用期限が4年延長(令和7年12月31日までに入居のかたが対象)となりました。

### 住宅ローン控除限度額(網掛け部分が新しく適用)

|        | ①                   | ②                    | ③                   |
|--------|---------------------|----------------------|---------------------|
| 入居した年月 | 平成21年1月～26年3月       | 平成26年4月～令和3年12月(注1)  | 令和4年1月～7年12月(注2・3)  |
| 控除限度額  | A×5%<br>(最高97,500円) | A×7%<br>(最高136,500円) | A×5%<br>(最高97,500円) |

※表中のAは所得税の課税総所得金額等(課税総所得金額、課税退職所得金額および課税山林所得金額の合計額)です。  
 (注1)住宅の対価の額または費用の額に含まれる消費税等の税率が8%または10%の場合に限ります。  
 (注2)令和4年中に入居したかたのうち、住宅の対価の額または費用の額に含まれる消費税等の税率が10%かつ一定期間内の住宅の取得などに係る契約を締結した場合は、②の場合の控除限度額と同じになります。  
 (注3)令和6年以降に建築確認を受ける新築住宅のうち、省エネ基準に適合しない住宅は住宅ローン控除の対象外となります。

### 住宅ローン控除の控除期間

|                    | 入居した年   | 控除期間 |
|--------------------|---------|------|
| 一定の省エネ基準を満たす新築住宅など | 令和4年～7年 | 13年  |
| その他新築住宅            | 令和4年～5年 | 13年  |
|                    | 令和6年～7年 | 10年  |
| 既存住宅               | 令和4年～7年 | 10年  |

## ●未成年者の年齢引き下げ

民法の成年年齢の引き下げに伴い、令和5年度から1月1日(賦課期日)時点で18歳以上のかたは、市・府民税の課税・非課税の判定における未成年者には該当しないことになりました。  
 ただし、既婚者または婚姻歴があるかたは、18歳未満であっても未成年者とみなされません。  
 ※未成年者は前年中の合計所得金額が135万円以下の場合は課税されません。

### 未成年者の対象年齢

| 令和4年度まで                                    | 令和5年度から                                    |
|--|--|
| 20歳未満<br>※令和4年度の場合、平成14(2002)年1月3日以降生まれのかた | 18歳未満<br>※令和5年度の場合、平成17(2005)年1月3日以降生まれのかた |

## 償却資産の申告

事業用償却資産の所有者は、毎年1月1日現在の所有資産を申告してください。  
**期限** 1月31日(火)  
**申告・問合せ先** 課税課 ☎072-433-7253

## 固定資産税・都市計画税 第4期分

**納期限** 1月31日(火)

市税の納付は、銀行などの指定金融機関  
 郵便局・コンビニエンスストアでお願いします。  
 便利で確実な口座振替も随時受付しています。

問合せ先 納税課 ☎072-433-7260/7261



確定申告はスマホからがおすすめです!

自動計算♪ 自動入力♪ 自宅から♪

入力方法は動画でチェック!  
こちらからアクセス→→→

問合せ先 岸和田税務署  
☎072-438-1341



確定申告 動画

## マイナンバー



写真撮影(無料)と申請書の作成のサポートをします。  
 その場でマイナンバーカードをお渡しする場合はできません。  
 申込み後、1カ月半ほどで交付通知がきます。  
 お届けします。受取の際は申請者本人が健康保険・福祉合同庁舎1階へお越しください。  
 なお、国の定める本人確認書類(運転免許証+健康保険証など)をお持ちいただくと、自宅へ

マイナンバーカード出張申請サポート

## マイナンバーカードと健康保険証との一体化に関する質問について

デジタル庁へ寄せられた質問・回答を抜粋し掲載します。  
**【質問】**マイナンバーカードを健康保険証として使える医療機関も少なく、従来の健康保険証よりも診療報酬が高くなると聞きましたが本当ですか。

**【回答】**保険証利用に必要な顔認証付きカードリーダーなどの設置が進んでおり、令和5年4月からは、全ての医療機関・薬局において、マイナンバーカードを保険証として利用し受診ができるようになります。

マイナンバーカード保険証を利用した際の自己負担額は、令和4年10月より改定されています。マイナンバーカード保険証を利用したかたの費用負担が余計にかかるということはありません。

その他質問についてはデジタル庁ホームページ「よくある質問：健康保険証との一体化に関する質問について」をご覧ください。

問合せ先 マイナンバー総合フリーダイヤル ☎0120-95-0178



ホームページ

日時 2月5日(日)午前9時～正午  
 場所 保健・福祉合同庁舎1階  
 問合せ先 市民課 ☎072-433-7094

通知はがきのあるかたへマイナンバーカード日曜交付

持物の通知カード(お持ちのかた)、本人確認書類  
 問合せ先 市民課 ☎072-433-7094

①1月18日(水)・・・まちなか駅  
 ②1月21日(土)・・・山手地区公民館  
 ③1月24日(火)・・・浜手地区公民館  
 いずれも午前10時～正午、午後1時30分～4時

カードを送付できません。詳しくはお問合せまたは、ホームページをご覧ください。

広告